

平成 30 年 12 月 11 日

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

総務文教常任委員会 委員長 木 内 達 夫

委 員 会 調 査 報 告 書

会議規則第 73 条の規定に基づく所管事務調査について、調査の結果を次のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1 調査事項

- (1) 防災体制の整備について
- (2) 学力向上と人材育成について

2 調査の経過

期 日 等	調査の内容等	備 考
H30.6.29	会議規則第 73 条に基づく所管事務調査 通知書提出	
H30.7.20	先進地の事例等の調査及び視察先の決定	
H30.8.30	調査事項にかかる新ひだか町の現状及び 課題等について調査	
H30.9.25 ～ 9.26	先進地視察研修	浦幌町 足寄町
H30.9.26 ～ 10.15	研修報告書作成協議（浦幌町・足寄町）	
H30.11. 9	先進地視察研修	日高町
H30.11. 9 ～ 11.30	研修報告書作成協議	
H30.11.30 ～ 12.10	委員会調査報告まとめ協議	
H30.12.11	委員会調査報告書提出	会議規則第 77 条

3 調査の結果等

(1) 防災体制の整備について

別添「総務文教常任委員会行政視察結果報告書」のとおり

(2) 学力向上対策について

別添「総務文教常任委員会行政視察結果報告書」のとおり

4. 政策提言（案）

別紙のとおり

提言 効果的な防災行政無線の整備について

(総務文教常任委員会)

近年、台風や局地的な集中豪雨等による風水害が多発し、さらに本年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震は、北海道の観測史上最大の震度7を記録し甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところであり、本町においても、これら自然災害への対応が最重要課題であり、平常時からこれら災害に対する対策を講じることが強く求められている。

災害対応に求められるものとして、災害発生時からの一貫した情報の発信・伝達・収集が挙げられる。特に先の震災により北海道全域で発生したブラックアウトにより、主要な情報通信機能が寸断され改めて災害時の情報発信・情報収集の重要性を痛感したところである。

このような中で、本町においては平成34年度の供用開始を目指し防災行政無線デジタル化整備事業に取り組んでいるところであるが、災害発生時に町民に対する避難指示及び被災者への支援等に関し、より効果的な情報発信・伝達・収集が可能となる仕組みを構築されるよう、次の事項について提言する。

記

1. 総務省が本年5月に公表した「平成29年度通信利用動向調査の結果」によると、我が国の携帯電話、PHS、スマートフォンの個人の保有率は84%となっている。

こうした状況を踏まえ、同管内の日高町では携帯電話のメール機能を活用して防災行政情報を配信しており、今回の北海道胆振東部地震災害においても大きな効果が発揮されている事例等を踏まえ、その導入について調査・研究を行われたい。

2. 災害時における行政側からの情報発信としては、防災行政無線を始め災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メール、ホームページなど様々な情報伝達手段が活用されているが、情報の拡散をさらに進め、一人でも多くの町民に情報を伝達するためには、SNSを情報発信手段として活用することが有効であると考えことから、既に町の複数の部署で行っているFacebookやLINEなどと連携した災害時の情報発信について、調査・研究を行われたい。

3. 既存の防災行政無線で整備されている、屋外拡声子局(屋外スピーカー)

による情報が、気象条件等によって聞き取れない、聞こえづらいという課題があることから、屋外拡声子局の整備（配置）にあたっては、先に実施された音響音達調査結果に基づき、適切な整備を行われるよう調査・研究を行われたい。

4. 障がい者施設やグループホーム、病院などが利用、入所している施設に対する迅速な情報伝達体制を強化するため、民間の施設を含めた個別受信機の活用について調査・研究を行われたい。
5. 自治会（自主防災組織）や福祉団体等との一層の連携強化を図るとともに、北海道が進める防災マスターの養成、さらには高齢者や障がい者など自力での避難が困難な要支援者に対する適切な情報伝達方法や避難所運営マニュアルの作成など、避難支援体制の整備について調査・研究を行われたい。
6. 自治会等が組織する自主防災組織に対する人的・財政的支援の拡充等により、その活動がより充実・強固なものとなるよう調査・研究を行われたい。
7. その他、所管事務調査として先進地の取組事例について視察研修を行い、その報告書を作成したので、合わせて参考とされたい。